

令和7年第7回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和7年7月28日（月曜日）午前9時30分

2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室

3. 出席委員	教育長	石塚 康英
	教育委員（教育長職務代理者）	櫻井 由子
	教育委員	猪瀬 哲哉
	教育委員	石隈 利紀
	教育委員	戸部 明彦

4. 欠席委員 なし

5. 委員以外の出席者

教育部長	飯竹 永昌
教育参事	鈴木 邦弘
教育次長兼保健給食課長	松崎 剛
教育次長兼図書館課長	香取 美弥
教育総務課長	澤部 慶
学務課長	石橋 陽一
指導課長	丸山 信彦
指導課長（教育総合支援センター担当）	仲田 敦夫
生涯学習課長	秋山 和也
子ども青少年課長	長塚 逸人
スポーツ振興課長	稲村 忠弘
政策推進部次長兼文化芸術課長	飯山貴与子
教育総合支援センター課長補佐	唐口 薫

6. 書 記

教育総務課 課長補佐	鴨川 幸子
教育総務課 総務法規係 係長	中村 翔

7. 議 題

議案第25号	令和8年度使用教科用図書（小中学校特別支援学級用）採択について（非公開）
議案第26号	取手市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について
議案第27号	取手市立図書館障害者用デージー資料の利用及び貸出しに関する要綱の一部を改正する要綱について
議案第28号	取手市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第29号	取手市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について

- 報告 2 5 取手市部活動地域移行推進協議会委員の委嘱について
報告 2 6 令和 7 年度取手市奨学生の決定について
報告 2 7 取手市立学校等関係者評価委員の委嘱について
報告 2 8 いじめ防止策の取組状況に関する報告について

8. そ の 他

- (1) 8 月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前 9 時 30 分開会

○教育長（石塚康英）

ただいまの出席者は 5 名で定足数に達しております。令和 7 年第 7 回取手市教育委員会定例会は成立いたしました。これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について確認のため申し上げます。

議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する、全文筆記による作成とします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データにつきましては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは初めに教育長報告をさせていただきます。

本日は、4 点報告させていただきます。

まず 7 月 12 日の土曜日、山王小学校で、特色ある教育活動に興味をお持ちで入学、転学を検討していらっしゃる 23 家庭、63 人の皆様に御参加いただいて、オープンキャンパス、学校説明会のほうを開催いたしました。学校説明会の前には授業参観としてオールイングリッシュの授業、ICT を活用した授業など、子どもたちが主体的に、生き生きと学ぶ姿を御覧いただいたところです。説明会のほうでは、特色ある教育活動や申請の手続等について説明をしまして、質疑応答の中では、通学方法や、放課後子どもクラブについてのお問合せがありまして、熱心に保護者の方が参加していただくことが出来た状況です。

2 点目です。第 50 回取手美術作家展「とりび」が 6 月 14 日から 6 月 24 日まで、アートギャラリーにて開催されました。市内外で活躍されています芸術家 37 名、物故作家 3 名による 48 点の作品を、2,083 人の御来場の皆様に御覧いただくことが出来ました。また、今回は 50 回の記念展ということで、取手駅のギャラリーロードにて歴代のポスター展示、あるいはワークショップ等を実施しまして、こちらも好評をいただきました。さらに、出展されている作家とともに作品を鑑賞する、小・中学校ギャラリーツアーには、528 人の児童生徒が参加をいたしました。子どもたちは地元の作家の作品を熱心に鑑賞することが出来ていたようです。

3 点目、東京藝術大学の学生によるふれあいコンサートを藤代公民館にて開催いたしました。金管楽器の奏でる美しい音色を、子どもから大人まで 262 名の皆様に鑑賞をしていただくことが出来たという行事でございます。

最後になります。取手市文化連盟の邦楽部門の事業としまして、第 41 回取手民謡まつりが開催されまして、会員の皆様が日頃の培った歌唱力を披露してくださいました。コンテストも含めまして、出場者の皆様が力を込めて、私も聴かせていただきましたけれども、本当にすばらしい歌声を御披露されておりました。当日は 125 名の方

が参加されまして、伝統芸能であります民謡の文化継承にもつながった行事となりました。以上私からの報告でございました。

それではこれより本日の議事に入ります。

議案第 25 号の議事でございます。

この後議題となります議案第 25 号につきましては、教科用図書の選定終了まで公開しないこととなっている茨城県第 9 採択地区の教科用図書選定協議会の議事に触れる議案となります。よって議事を非公開とすることを諮りたいと思います。

お諮りをいたします。この後の第 25 号の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定によりまして、議事を非公開としたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議がございませんので、議案第 25 号の議事につきましては、非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長（石塚康英）

では議案第 25 号、令和 8 年度使用教科用図書（小中学校特別支援学級用）採択についてを議題といたします。本件について説明を求めます。丸山指導課長。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（石塚康英）

では異議なしと認めます。よって、議案第 25 号は原案のとおり決定いたしました。

それでは非公開とした件の議事が終了しましたので会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

○教育長（石塚康英）

続きまして議案第 26 号、取手市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について及び議案第 27 号、取手市立図書館障害者用デージー資料の利用及び貸出しに関する要綱の一部を改正する要綱についてを一括議題といたします。本件について説明を求めます。香取教育次長兼図書館課長。

○教育次長兼図書館課長（香取美弥）

図書館香取です。それでは議案第 26 号と 27 号を一括して御説明をさせていただきます。

まず議案第 26 号、取手市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について御説明させていただきます。こちらは図書館の利用カードの情報を、図書館利用者が所有するスマートフォンなどの移動端末設備上に表示して行う館外利用等の手続について、関連する規則を整備するとともに、ふじしろ図書館に設置されております自動貸出機による館外利用及び館内での喫煙の禁止に関する規定につきまして、所要の整備を行うため、本規則の一部を改正するものでございます。

こちらは 7 月に運用を開始しております。スマートフォン上で利用カードのバーコードを提示していただければ本が借りられるというものなんですけれども、実際には利用も既に開始しておりまして、規則上でもきちんと条文化して整理することが望ましいということを考えまして、運用開始と前後しておりますが、議案として上げさせていただいております。それに付随しまして、ふじしろ図書館に設置されている自動

貸出機及び喫煙に関する条文に関しまして、今回一部改正をさせていただくものです。

次に、議案第 27 号、取手市立図書館障害者用デジ資料の利用及び貸出しに関する要綱の一部を改正する要綱について御説明をさせていただきます。こちらも図書館の利用カードの情報を、図書館利用者が所有するスマートフォン等の移動端末設備上に表示して行うデジ図書の利用に関する手続につきまして、関連する規定を整備するために、本要綱の一部を改正するものです。以上です。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。本件に関しまして、質疑、御意見がありましたらお願いします。はい、櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。本議案については、御説明いただいたとおりで、特に疑義等ございません。今、一般利用者として、大変使いやすくなったことをお礼を言わせていただきたいと思います。手を挙げさせていただきました。ホームページのほうからパスワード登録で、利用カードがスマホで表示できるようになって、今までカードを忘れて、図書館から戻ったみたいなきががあったので、大変便利になってよかったなと思いました。

それとあわせて、今回の定例会にて配られた図書館要覧がありますが、こちらのほうのデータの収集に、例えばカードのパスワードについて、現在カードに入れている情報はパスワードだけで、私の年齢とか性別、そういった個人情報には特に入れなくて出来たんですけど、もしそういうのを入れることによって、もっと詳しいデータが取れるんじゃないかなとか思ったりもしたんですけど、その辺の今後の運用とか、何かお考えがあればと思いました。

○教育長（石塚康英）

香取次長。

○教育次長兼図書館課長（香取美弥）

こちらは、バーコードを提示していただけてますが、あくまでも利用カードを作ってからでないとスマホでも提示出来ないの、利用カード上に全て生年月日とか、そういったものを登録していただけてますので、データ上もこちらでも年齢別の統計等も取ってありますので、それは引き続き行えるかと思えます。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。利用カードのほうはそうなんですけど、今後そういうふうに、一つ前進して、利用カードがスマホで使えるようになったということが一つ前進なんですけど、さらにもっとこう、例えば一つのアプリみたいなものにしてさらに使いやすくするとか、あるいはそのデータを取るによってもっと図書館の活動を広げていくような使い道にするとか、そういうような御計画があればと思います。

○教育長（石塚康英）

香取次長。

○教育次長兼図書館課長（香取美弥）

そうですね、分析等につきましても今後はどのような形で効果的に利用状況が把握できるかっていうところでは、検討してまいりたいと思います。

○教育長（石塚康英）

スマホでの買物なんかでも、最近は購入状況から分析されておすすめの商品の情報

が来ますが、そういうふうにおすすめの本がっていう情報があったら、図書の利用が増えてくってというようなイメージなんじゃないかな。

○教育委員（櫻井由子）

こういう新刊が入りましたというような情報が、個人的に届いたりすると良いなと思って。

○教育長（石塚康英）

読書傾向とおすすめということですね。非常にデリケートな情報でもあるので、管理とか運用については慎重に審議する必要があるかもしれないけれども、利便性という面でいろいろ考えていくというのは必要かもしれないですね。今回勉強になりました、この「人の知覚によっては認識することが出来ない方式」っていうのが、これがいわゆるQRコードとかバーコードのことなんですね。

そのほかございませんか。

それではこれにて質疑、御意見を終結いたします。これより、議案第26号及び議案第27号を採決いたします。お諮りします。議案第26号及び議案第27号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認めます。よって、議案第26号及び議案第27号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第28号、取手市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。説明を求めます。松崎教育次長兼保健給食課長。

○教育次長兼保健給食課長（松崎剛）

保健給食課の松崎です。議案第28号、取手市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本年度施工中の取手市立白山小学校長寿命化改良工事に伴いまして、同校の給食を一時的に、取手市立学校給食センターが所管する予定であることから、教育委員会が特に必要と認める場合には、期間及び学校を限定して、給食を学校給食センターから提供することができるよう規定を整備するため、本規則の一部を改正するものです。

次のページ、ページ番号1を御覧ください。第2条、所管学校等について、第1項で規定されておりますが、2ページ目の参考資料を御覧ください。第2条で所管する学校等を別表のとおり定めており、別表は次のページ、3ページ上段を御覧ください。山王小学校を始めとした小学校計6校、藤代中学校、藤代南中学校の計2校、藤代幼稚園が規定されております。

1ページ目の議案にお戻りください。第2条第2項で、これら別表で定めた学校等にかかわらず、教育委員会が特に必要と認める場合には、期間及び学校を限定して、給食を学校給食センターから提供することができるよう追加規定するものでございます。説明は以上でございます。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。質疑、御意見がありましたらお願いいたします。はい、戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

ありがとうございました。非常に柔軟な対応でよろしいかなと思いました。今回改

正後のところに、教育委員会が特に必要と認めるときはという新しく改正された部分なんですけども、具体的にはどのような場面が今後想定されてるかちょっとお聞きしたいなと思います。よろしく願いいたします。

○教育長（石塚康英）

はい、松崎次長。

○教育次長兼保健給食課長（松崎剛）

お答えいたします。具体的なところとしては、突発的に給食室が長期的に使えなくなるとか、そういったものがあつたときに、現実的に給食センターが提供可能だということであれば、そういった対応を想定しております。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

想定によっては今後また、センターで給食を提供する学校等も増えるかもしれませんので、今まで以上にさらに調理器具であるとか施設面等については管理のほうですね、徹底してよろしく願いしたいなと思います。以上です。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。はい、猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございました。白山小学校もかなり人数が多いと思ひまして、今のセンターの作る人数だったり、職員の数だったり、配達にはトラックも必要になるし、そういう台数だったり、人数の面というのは足りているのでしょうか。

○教育長（石塚康英）

はい、松崎次長。

○教育次長兼保健給食課長（松崎剛）

お答えいたします。今回のセンターからの提供ということがありまして、ルートを現在のトラック2台では賄い切れないということで、1台追加しまして対応することとなっております。運転手の方も1名従事していただくということになっております。あわせて給食センターでの調理のほうも人員が必要になってくるということで、派遣の調理員の方、調理補助できる方を2名配属して、今調整をしております。9月の提供開始には、その方に従事していただくような対応をしております。以上です。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

そのほかございませんか。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。今の戸部委員の御質問と猪瀬委員の御質問に関連してですけど、戸部委員から御質問があつたように、何かあつたときに取手市内の別の、ここに規定されていない学校にセンターからというような、その何かあつたときというのは、これは災害時も想定されていることでしょうか。

また、もう1点は、そこを考えると、センターが何校までなら賄えますっていうのが決まってるっていうか、分かっているれば教えていただきたいと思います。

○教育長（石塚康英）

はい、松崎次長。

○教育次長兼保健給食課長（松崎剛）

お答えいたします。緊急的な措置もしくは想定できる一つとしては、今回の白山小学校のように、長期的に改修等で使えなくなるというときに想定されるかと思います。現実的に緊急でなったときに、急に調理できるかということになりますと、喫食数、実際の食べる食事の数等によって、ちょっと何とも言えないところではあるかと思っております。小学校によっては、今回であれば、白山小学校、340 数名の児童がおりますので、なかなか現実的に緊急でというときに、それだけの対応が、今回も2人の調理員を派遣でお願いするということもありますので、災害等で本当に使えなくなる、そのときにまた改めて人的な補填をするとかそういったものが想定できれば、提供できるというふうに考えるんですけども、今の現時点でどのくらいまでの供給であれば可能であろうかというのは、ちょっとなかなかこう判断がしにくいところがございます。実際にトラックでの提供も含めまして、喫食まで2時間以内というようなものもございますので、そういったルートをしっかりと定めて提供するというような、かなり準備も必要になってくるところもございますので、そういったものを状況に応じていろいろ検討して、対応が速やかにできるものがあれば、しっかりと対応していきたい、そのように考えております。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。今の御回答いただいた中で、状況に応じて速やかにというので非常に安心しました。ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

給食が提供出来ない場合の保護者の方の弁当作りなんかの負担だけでなく、やっぱり栄養面からの学校給食の役割って非常に大きい中で、今回も白山小の給食どうするかっていうのはもう実はもう1年近く前から、食数の問題、配送の問題に職員たちが対応してくれて、やっと何とか準備出来ました。ただおっしゃるように、緊急事態のときにどう対応するかっていうのはしっかりと考えていかなきゃならないかなと、そんなふうに思っています。

それでは質疑、御意見が終了したということで、この後、議案第28号を採決させていただきます。お諮りします。議案第28号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では御異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第29号、取手市教育支援委員会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。本件について説明を求めます。丸山指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

よろしく申し上げます。提案理由ですが、取手市教育支援委員会条例に基づき、令和7年8月1日付けで、別紙のとおり委員を委嘱及び任命するものです。

次の名簿を御覧ください。全部で15名、委嘱又は任命をさせていただきます。左側数字の3のところですけども、医師のところが空欄になっております。ここにつきましては、毎回、取手医師会のほうから推薦をいただいているところなんですけど、今回、現在のところまだ医師会で適切な方を推薦するのにまだちょっと時間がかかるということで、この時点では空席という形になります。条例では、16人以内をもって

組織するということになっておりますので、組織としては問題のない形にはなっております。

選出させていただいている方は、医師に加え、学識経験者、それから学校で直接子どもたちに対応する特別支援学級を担当する先生方、それから校長会長であったり、特別支援担当の校長先生、行政関係、児童施設関係等の方々を委嘱させていただきたいと思っております。

教育支援委員会につきまして少し説明をさせていただきますが、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、早期からの一貫した教育支援を充実させるため、取手市教育支援委員会を設置しております。この委員会は、教育委員会の諮問に応じ、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育相談及び教育支援並びに当該幼児児童及び生徒の就学に関し必要な事項について調査、審議をするというものです。こういった特別な教育的支援を必要とする、子どもたちの適切な学びの場、こういったものを審議する形になっております。また、一人一人の教育的ニーズに応えるための支援の在り方、そういったことを協議していくものでございます。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。質疑、御意見がありましたらお願いします。はい、石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。今回の趣旨もよく分かりました。それで今回のことで特に異議はないんですけども、従来から、ここの規定にありますように、第2条ですかね、施行規則の。医師、学校関係者、児童施設関係職員、学識経験を有する者というところで、就学に関する審議とかをやられるということであれば、実際にそうだと思うんですけど、心理学というか、心理支援に関わる者も含まれるほうが望ましいかなと思っております。取手市は読み書き障害等も熱心に対応していると理解しているところから、多分、（4）で読ませているんだと思うんですけど、従来こういうところは障害ということになると、診断も絡むので、医師が含まれるのはもっともなんですけど、これからの特別支援というのを考えると、特に通級であるとか、通級は発達障害に関わるところも多いものですから、心理に関する専門家も活用されるというというのが私の意見です。今回の名簿を見させていただいて、多分いろんな立場から、特別支援の先生も心理のことをやってらっしゃると思うんですけども、今後選ぶときに心理支援、そういう心理学という視点から選択するというのも望ましいかなと思うので、意見を申し上げます。

○教育長（石塚康英）

はい、丸山課長。

○指導課長（丸山信彦）

御意見ありがとうございます。心理関係の者ですけれども、本日はこの名簿の6番の学識経験者、このこども部こども相談課係長は、発達心理の専門家でございます。また16番のこども発達センターのセンター長ですけれども、こちらの方も心理の専門家でありますので、そういった方も加えながら、しっかり行っていきたいと思えます。ありがとうございます。

○教育委員（石隈利紀）

安心しました。ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

はい、櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。石隈委員と同じような質問ですが、石隈委員のほうは心理の専門家ということでしたが、私のほうは肢体不自由の子に対する専門の方が入ってらっしゃらないということで、条例の資料の2ページ3ページ条例の抜粋にあるんですけど、条例第3条、委員会は前条に定める委員のほか専門的事項を調査診断するため専門委員を置くことができる。もし、該当する児童がいた場合、そういう専門委員を置くことで対応という形になるんでしょうか。

○教育長（石塚康英）

丸山課長。

○指導課長（丸山信彦）

現状として、肢体不自由の専門家という方は、この委員には選出されておられません。あわせて、この専門委員という立場の方に関しましては、各学校における、各学校の状況を一番把握して、説明して協議に参加できる方を専門委員としておりますので、現在のところは肢体不自由専門の方というのがいらっしゃらないというのが現状でございます。これにつきましては、今後、やはりそういった視点も必要になるかなと思っておりますので、検討してまいりたいと思います。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。よろしくお願いします。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。はい、戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

同じところで、専門委員ということ、調査診断をするための専門員を置くということになってるんですが、現在指導課のほうでは、専門委員の方、何名ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○教育長（石塚康英）

はい、丸山課長。

○指導課長（丸山信彦）

この専門委員の位置付けにつきましては、各学校の子どもたちの状況を一番把握し、直接支援をできる方々をこういった形で専門委員として、設置させていただいております。指導課におきましては、特別支援教育相談員ということで、就学前のお子さんを中心に、就学相談を行っていて、現在4名、こちらで配置しております。

○教育長（石塚康英）

はい、戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

ありがとうございました。詳しく説明していただいて、よく理解出来ました。

○教育長（石塚康英）

それではよろしいでしょうか。

質疑、御意見なしと認めまして、これより議案第29号を採決いたします。お諮りします。議案第29号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって議案第29号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして報告 25、取手市部活動地域移行推進協議会委員の委嘱についてを議題といたします。報告を求めます。稲村スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

スポーツ振興課稲村です。よろしくお願いいたします。報告 25、取手市部活動地域移行推進協議会委員の委嘱について御説明させていただきます。

6月の定例会におきまして、取手市部活動地域移行推進協議会設置要綱第3条に基づき、13名の委員の委嘱について御報告させていただきましたが、別紙のとおり、今回、文化芸術関係団体代表といたしまして、池田傑氏1名を新たに委嘱いたしましたので、御報告いたします。任期は令和7年7月1日から令和9年6月30日の2年となります。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。本件について質疑、御意見がありましたらお願いいたします。地域移行という言葉、スポーツ庁は、最近では地域展開という言葉を使い出してまして、つまり、今学校にある部活動をそのまま移すのではなくて、新たな価値、そういったものも必要じゃないかっていうことで進んでいるようです。

取手市のほうでも、吹奏楽については入ってたんですけども、やっぱりこの、猪瀬委員からも先ほどアートのまちの話がありましたけれども、アートに関するこういうイベントであるとかクラブであるとか、こういったものが、何か出来ないかなと。そういう中で、やはり委員の中に美術の専門家が必要じゃないかということで今回、この委員が入っていただいたっていうところかと思います。そっちのほうでも、うまく展開が出来たらいいなと思ってるところです。

それでは質疑、御意見なしと認めましてこれにて報告 25 の議事を終わりにいたします。

続きまして報告 26、令和7年度取手市奨学生の決定についてを議題といたします。説明及び報告を求めます。澤部教育総務課長。

○教育総務課長（澤部慶）

教育総務課の澤部でございます。報告 26、令和7年度取手市奨学生の決定につきまして御報告を申し上げます。

去る5月の教育委員会定例会におきまして、奨学生審査会の委員の選任について議決を賜りまして、6月23日、奨学生審査会のほうを開催をしております。

その審査を経まして、大学生お1人、私立大学への通学ということになりますけれども、お1人を決定をさせていただきました。

審査に当たりましては、申請者作成の奨学生願書及び在籍をしておりました卒業高等学校に御記入いただきました奨学生推薦調書、こういったものも踏まえまして、基準を満たしているということで奨学生審査会において議決をなされた次第でございます。以上報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

報告が終わりました。質疑、御意見がありましたらお願いいたします。それでは質疑、御意見なしと認め報告 26 の質疑、意見を終結します。以上で報告 26 の議事を終わりにいたします。

続きまして報告 27、取手市立学校等関係者評価委員の委嘱についてを議題といたします。本件について報告を求めます。丸山指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

よろしく願いいたします。まず資料の4ページの一番上を御覧ください。取手市立学校等関係者評価委員会設置要綱というものです。第1条に、市立の幼稚園、小学校及び中学校が行う学校等評価に対し、学校等関係者評価を実施し、学校等の運営の現状及び課題に関する相互理解の形成を図るとともに、教育活動その他の学校等の運営の向上に資するため、各学校等において、それぞれ、学校等関係者評価委員会を設置するという形で設置されているものです。この委員の委嘱の報告になります。

資料戻りまして、1ページから3ページまで、各学校における関係者等評価委員のお名前が記載されております。これは現在、学校運営協議会委員をそれぞれの学校で、十数名から20名ほど委嘱しているかと思いますが、現状その中から、選出されている方々というふうになっております。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

報告が終わりました。質疑、御意見がありましたらお願いいたします。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御報告ありがとうございました。一つお伺いしたいんですけど、7番の戸頭小学校・中学校、こちらの小学校、中学校の2校ということで、小学校と中学校と合わせたの評価ということになると思います。学校評価の項目というのは、ある程度決まってはいると思うんですけど、せっかく小学校、中学校のセットで、戸頭小と戸頭中で、さらに連携を強くして動いていこうというところですので、出来ましたらその連携の具合等についても評価の一つの項目に加える、そういうものができればの話ですけど、その学校独自の評価のポイントとしてそういうのを加えることができれば、加えていただければありがたいかなと。そうすると、戸頭小と戸頭中がセットで一貫してやっていくんだなというところが評価委員の方にも、また学校運営協議会の方々にも、結びつきをさらに強めていくような方向で伸びていけるのではないかなと思いました。

○教育長（石塚康英）

指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

この学校等関係者評価につきましては、各学校において、学校評価というものを行います。それに対して第三者である学校と評価委員が評価をするという、学校教育法施行規則にも定められているものですので、それぞれの学校で行うものとしてありますが、委員は同じ方であるという形になります。ただし、今いただいた御意見に関しましては、連携ということで、非常に今強めてやっているところかと思いますが、そういった項目も学校評価及び学校等関係者評価の中に入れていただくようなことの御意見として、学校には伝えていきたいと思います。

○教育長（石塚康英）

評価項目ですよね。評価項目として。

そのほかございますか。

それでは質疑、御意見なしと認めまして、これにて報告27の質疑、報告を終了し、報告27の議事を終了いたします。

続きまして報告28、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。本件について報告を求めます。仲田教育総合支援センター担当課長。

○教育総合支援センター担当課長（仲田敦夫）

教育総合支援センター仲田でございます。報告28、いじめ防止策の取組状況に関す

る報告について、御説明いたします。今後のセンター関係の研修会等のお知らせということで主だったものについて御説明させていただきます。

まず、一つ目ですが、8月6日、市民会館で取手市北相馬郡教職員一斉研修会がございます。東京理科大学教授の八並光俊先生に御講演をいただく予定です。参加者については、そちらに載っている方々です。

続いて、一番下の令和7年度第2回取手市いじめ問題対策連絡協議会についてです。講師の先生は、5月9日に実施した第1回目と同じく、日本スクールカウンセリング推進協議会理事の藤川章先生です。参加者のところの※印を御覧ください。第2回の取手市いじめ問題対策連絡協議会には、ぜひ、中学生にも参加してもらいたいと考えております。藤川先生の御希望でもあるところではありますが、第1回目の後にとった参加者アンケートの中にも、小学生や中学生を参加させてもよいのではないかな等の意見も見られました。中学生に参加してもらおう場面などについて、詳細については後日各学校のほうに知らせたいと思っております。参加者の人選については、各中学校にお任せしますが、イメージとしてはプレゼンテーションフォーラムのときのように、タクシー1台での輸送を考えています。多くても大体3人ぐらいかなと思っております。私からの説明は以上でございます。

○教育長（石塚康英）

報告が終わりました。質疑、御意見がありましたらお願いいたします。はい、石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。とても充実した研修会がラインアップされていて素晴らしいなと思います。3点あります。一つはこれに参加できる先生、一斉研修会は別として、限られてくるので、既に我々も教えていただけてますけど、ぜひ簡単な記録を取手市の全教職員の方が共有出来て、学習できればいいなと思います。

それと第2点目は、八並先生のところで生徒指導提要に基づくっていうのがあって、これ徐々に各先生方に読んでいただけてるんですけど、何か分量が多過ぎて簡単に読めないとかっていう御意見もあるので、何とか多くの方に全部読んでほしいんですけども、今回いじめ防止というところ言えば、まずいじめのところは最低限全部読んでいただいて、ほかの基本的なところも読み進んでいただければなと思います。

3点目ですけれども、いじめ問題対策連絡協議会で、中学生が1名出るというのは本当に素晴らしいことだと思いますので、ぜひ今年これを皮切りに、来年度小学生、高学年でいいと思うんですけども、出てもらえるといいと思うんですね。御存じのように、いじめの件数、いじめ認知の件数は小学校多いですよ。悪口とか愚痴とかそういうのも含めて、ですから小学生の立場から、どういうふうにいじめというか、そういうこと、子どもたちが人間関係をとらえてるのかなというの、子どもたちの意見も聞いてみたいというふうに思います。以上です。

○教育長（石塚康英）

何かセンター長ありますか。はい、センター長。

○教育総合支援センター担当課長（仲田敦夫）

御意見ありがとうございました。まず、1点目なんですが、全員が参加出来ない研修会につきましては、必ず学校のほうに戻って、全職員に共有していただくよう依頼するつもりでございます。

それから、2点目のところですが、一斉研修会、今回、生徒指導提要が確かに非常

に分量が多かったんですが、各学校のほうには、指定の部分は必ず読んで参加してくださいということに依頼してございます。

それから3点目、いじめ問題対策連絡協議会につきましては、今回、初めて中学生に参加してもらうという形をとりますが、来年度以降、やはり先生のおっしゃるように、小学生のほうにも参加していただくということを検討しております。よろしくお願いします。

○教育委員（石隈利紀）

ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。はい、戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

ありがとうございました。いじめ問題対策連絡協議会への児童生徒の参加についてなんですけれども、もし人数を増やしてくようであれば、やはり多分これ10月31日って平日ですかね、各学校、多分授業をやってる時間帯かと思うので、そのあたりもやっぱり配慮しながら計画していただくと学校も助かるんじゃないかなと思います。以上です。

○教育長（石塚康英）

そのほか、よろしいでしょうか。一斉研修会も、講師の氏名がさらりと書いてありますけれども、非常に全国的に著名な先生で、呼びたくてもなかなかお忙しくて呼べないという先生なんですね。本当にこの辺は石隈委員のおかげだと感謝しておりますし、1年に1回こうやって教職員全体が集まる場で、こういったいじめの未然防止等について研修を行えるということは、私としても非常に重要な研修会だと考えておりますので、ぜひ充実した研修会にしていきたいと思います。

これにて報告27の質疑、報告を終了し、報告27の議事を終了いたします。

はい、学務課石橋課長。

○学務課長（石橋陽一）

学務課の石橋でございます。先ほどの議案第29号の取手市教育支援委員会委員の委嘱についての中で補足で説明をさせていただきます。

こちらの名簿の2番の白久博史先生、こちらの先生なんですが、肢体不自由、身体障害者福祉法第15条の指定医ということで、茨城県で肢体不自由の診断書を書く先生ということで指定をされておりますので、肢体不自由の専門家もこの名簿の中に入っているということを補足させていただきます。以上です。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございました。

それでは、次にその他に入ります。事務局から報告をお願いします。

○教育総務課課長補佐（鴨川幸子）

事務局から1点報告いたします。8月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてです。御手元に8月の予定行事報告表と現在のものがお配りされていると思いますので、御確認ください。

また、教育委員会定例会は8月は29日金曜日の午前中を予定させていただいております。また文書で通知を差し上げますので御確認をお願いいたします。事務局からの報告は以上になります。

○教育長（石塚康英）

質問ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして今定例会に付議されました事案の審議は全て終了いたしました。これをもちまして、令和7年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前 10 時 30 分閉会